平成２３年（フ）第６０６号
大阪府河内長野市加賀田285番地　２―205号
債務者　古谷　　恵
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６４７号
堺市北区新金岡町４丁５番２―206号
債務者　川村　秋穂
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６５７号
大阪府松原市河合１丁目548番地、前住所大阪府松原市河合２丁目451番地の91
債務者　河上二二子こと　河上フジ子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６７号
堺市東区南野田145番地４　雇用促進住宅３棟101号
債務者　出口　達徳
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６８８号
大阪府大阪狭山市山本東490番地の１　307号、前住所大阪府大阪狭山市東池尻５丁目1298番地の３　101号
債務者　西　　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７１９号
堺市南区茶山台２丁３番１―708号
債務者　大石美喜男
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
北海道旭川市永山１条14丁目２番10号
債務者　青田　清子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９４号
北海道旭川市東光12条３丁目３番３号
債務者　山内　健太
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１２号
北海道旭川市永山１条19丁目２番10―1111号　サンライズコスモ11Ｋ
債務者　野田　勇治
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１６号
北海道深川市納内町グリーンタウン３番17号
債務者　佐賀　妙子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１８号
北海道旭川市８条通19丁目120番地の12　岩間装飾102号室
債務者　谷口　二男
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１９号
北海道旭川市８条通19丁目120番地の12　岩間装飾102号室
債務者　谷口　美代
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２３号
北海道旭川市東旭川南１条７丁目６番５号
債務者　巻下　正果
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２６号
北海道旭川市永山７条17丁目３番８号　コンポハウス202号室
債務者　花岡　典子（旧姓諸井）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４号
岩手県宮古市田鎖第３地割14番地７
債務者　山根希実彦
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部